

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p>	<p>1 競争入札に付していたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>西濃運転者講習センターは、冷温水配管内に冷水(7℃)及び温水(55℃)を室内機に循環させることで冷暖房を行っているが、4月下旬に埋設部の冷温水管から漏水していることが判明した。</p> <p>現在、冷温水配管内に通水することができず冷房運転ができない状態となっているため早期に補修を行う必要があり、随意契約により行うもの。</p> <p>2 見積を徴した事業者の概要</p> <p>林工業株式会社は、過去に当講習センターの給排水設備の修繕工事及び他の施設の冷暖房設備の改修工事を受注していることから庁舎の設備を熟知しており施工体制も十分である。</p> <p>株式会社ダイワテクノは、管工事の完成工事高が豊富であり、冷温水発生機の設置及び修理を多数実施しており、本工事の施工体制も確保できる。</p> <p>以上の理由により上記2者を選定するもの。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。